

2021年10月22日

滋賀県知事 三日月 大造 様

自治労滋賀県職員労働組合

執行委員長 根本 守仁



2021年度会計年度任用職員関係要求書

地方自治の発展と県民の暮らしの向上にご尽力いただいている貴職に敬意を表します。

会計年度任用職員制度は、地方公務員法等の改正により「同一労働同一賃金」を趣旨に導入されたものですが、従前に比べて一定の改善は図られたものの、未だ正規職員との均衡・権衡の視点からは道半ばと言わざる得ません。

貴職におかれでは、本制度の趣旨をしっかりと受け止め、当該職員が安心して働くことができる賃金・労働条件を確立するため、下記について積極的に応えるよう強く要求します。

記

1. 賃金について

- 1) 正規の職員との職務内容に応じ均衡・権衡を図ること。給料（報酬）の上限額を引き上げること。また級の位置づけについては、職務経験等を踏まえて2級以上の格付けを可能とすること。
- 2) 諸手当については、正規の職員と同様とすること。特に、期末手当については、現行支給率を維持するとともに、勤勉手当の支給を図ること。
- 3) 時間外勤務手当の支給について、正規職員と同様の時間外勤務の管理を行い、不払い残業等が生じないよう所属へ適切な指導を行うこと。

2. 休暇、その他の労働条件について

- 1) 休暇制度について、その種類、期間、給与保障など正規の職員との均等待遇を図ること。当面、産前産後休暇の有給化、配偶者出産休暇と育児参加休暇の新設（有給）等については、国に遅れることなく実施するとともに、育児時間休暇や私傷病休暇の有給化を図ること。また年次有給休暇について、6ヶ月の据え置き期間を置かず任期の開始時期から全日数を付与すること。
- 2) 雇用の継続が図られるよう、任用回数の上限を設けないこと。
- 3) 賃金改善や雇用の継続に必要な予算については、責任をもって確保すること。

3. その他

- 1) 再度の任用（雇用の更新）にあたって、人事評価制度のみを根拠に、本人への事前の指導や説明を十分に行わないまま、雇止めしようとする事例もあることから、不適切な対応が行われないように所属への指導等を行うこと。
- 2) 会計年度任用職員制度に係る現場での運用については、各所属長に委ねられているが、業務の分担や進め方、時間外勤務や年休等の扱いに関わって、誤った対応や所属による異なる運用がなされたりしている。人事課が一定の運用基準を示して所属を指導・助言していくこと。